

日本労働年鑑 第52集 1982年版
The Labour Year Book of Japan 1982

第二部 労働運動

VI 権利闘争

1 スト権奪還闘争

衆参ダブル選挙の結果と奪還闘争

公労協、公務員共闘会議、総評、社会党、同盟、民社党などの労働団体、政党は、条件つきスト権付与立法を求める、スト権立法化闘争方針をとる点で前年度までにほぼ固まってきたが、それはその時点での与野党伯仲状態を暗黙の前提とするものであった。しかし八〇年六月におこなわれた衆参ダブル選挙の結果、自民党が圧勝し、国会内で「安定多数」を占めたことにより、立法化闘争のゆくえにきわめて重大な困難が生ずることとなった。

労働側としては、従来に比して一段の困難を覚悟して忍耐づよく闘争の再構築をはからなければならぬ状態に追いこまれた。総評は八〇年七月二一日からの六一回定期大会で、同年二月の臨時大会できめられた立法要求大綱について討議をつくり、職場、地域での闘争態勢の確立と国民世論の拡大、社会党を中心とする国会闘争の展開、外国労働組合との連携強化の方針を決定している。

また一〇月一日の公労協第一回共闘委員会でも、同様に、スト権立法要求の職場での定着化と勤労国民への啓蒙運動の展開、政党と労働組合との意見交換、ILOの場でのとりくみなどの方針を決定した。公労協加盟各組合でも立法化闘争方針は不変で、たとえば九月一日からの第三三回全国大会に提案された全通の八〇年度運動方針にはつぎのように記されている。

【全通・八〇年度運動方針より】

スト権立法化

80年代なかばをめざすスト権奪還闘争の再構築は80国民春闘を新たな出発点として「スト権立法構想」を明示し、国会議決によるスト権立法化をめざすこととします。

具体的には、総評・公労協との意志統一はもちろんのこと、政党レベルでは、社会党・公明党・社民連・民社党の四党合意がはかられ日本共産党も一部を除きほぼ合意するに至っています。

この内容は大綱としては公労法十七条、十八条の全文をさく除と憲法第二十八条を全面的に保障することを求め、労調法については現行労調法の準用をベースとし、緊急調整制度についても公益事業の指定は認めざるを得ない立場をとっていますが緊急調整発動の要件を人命にかかわる恐れのあるときなどに限ることとして認める方針であります。

私たちは、衆参同時選挙において与野党逆転、革新連合政権を展望して一日も早くこの立法化の実現をめざす努力をしましたが、選挙の結果によって一頓挫したことは事実であり、また、私たちに対する刑事弾圧としての5・4判決と同類のものとして日教組の

地方公務員法違反(争議あおり罪)で槇枝委員長らに対して有罪判決(一審・罰金10万)が出されており、司法反動の嵐はいぜんふきあれています。従って、情勢のきびしさを十分ふまえながらもストライキ権はストライキをもってたたかいとるという基本理念を堅持し、総評ならびに公労協の統一したたたかいで立法化をめざしてとりくむこととします。

公共企業体等関係閣僚会議事務局の報告

七八年六月一九日に出された公共企業体等基本問題会議意見書は、「現時点では争議権を認めることは適当でない」としながらも、労使関係正常化のための労使の話し合いの場を設けること、公企体等の経営形態、当事者能力、給与決定のあり方、違法争議行為の抑制措置などについて提言をおこなった。これをうけて政府部内では各所管庁ごとに検討をくわえてきたが、八〇年六月六日、公共企業体等閣僚会議事務局は、それをまとめた報告をおこなった。その主要部分の要旨はつぎのごとくである。

(1) 労使関係の正常化推進には、労働省に「公共企業体等労働問題懇話会」(公労懇)を設けて労使での話し合いをおこなっている。

(2) 経営形態関係では、意見書の趣旨にそう国鉄の「国鉄経営再建促進特別措置法」案提出、たばこ専売事業については、財政収入の安定確保、経営の効率性、自主性の向上に資する専売公社法等の一部改正法が成立したこと、ただ民営の問題については引き続き検討をおこなうこと、塩専売は専売制を廃止するという閣議決定を基本方針として施策の検討を推進する。国有林野事業では、意見書の趣旨をふまえた「国有林野事業の改善に関する計画」が策定されているが、さらに合理化を推進する。アルコール専売は二年以内に「新エネルギー総合開発機構」の事業部門とするとの閣議決定の方針で施策を推進している。その他電信電話、郵政についても事業運営の効率化のための合理化を推進している。

(3) 当事者能力・給与関係

給与総額制による現行給与決定方式が公企体等職員の給与の客観的妥当性確保のための制度上の保証をつらぬいている。給与水準の把握、生涯給与の比較などについては、実質的に官民の均衡を図り、公企体等職員の給与の客観的妥当性確保による国民の納得をうるよう努める。

この報告書は公共企業体等関係閣僚会議、閣僚懇談会で了承され、これにともなって政府は、公共企業体等閣僚会議事務局の廃止と、基本問題会議意見書および右報告書による施策推進についての関係行政機関の調整のため、公共企業体等担当室を内閣に設置することをきめた。

右の報告書にたいし、公労協はその内容を検討したが、一〇月一七日の第一回共闘委員会ではその不当性をついた「公企体等基本問題会議意見書に関する検討結果報告書の不当性」をまとめた。ここでは、同報告書は「まず意見書が提言した要旨をかかげたあと検討結果を詳細に発表し、意見の提言を現状に照らして肯定或いは補強し一部に多少の手直しをしながら、結果的には政府の意図する方向に誘導している政治的な報告書であると言っても過言ではない」とし、さらに、たとえば右の(1)の公労懇にかんしては、「国際経済情勢とわが国の経済、産業構造の変化について労使が相互に理解し、共通の認識を深めること、つまり、労働側に要求の自粛と運動の自制を求める意図がにじみ出ている報告である」と述べるなど、報告書各項目について逐一その不当性を糾弾して

いる。

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
